

諮問番号：諮問第 236 号

答申番号：答申第 236 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

(1) 車（以下「本件自動車」という。）の車両保険で 450,000 円振り込まれたが、審査請求人の姉（以下単に「姉」という。）が保険金を受け取るところを審査請求人が本件自動車の運転者の名前がのっていたので運転していた審査請求人にしか保険金が支払えないといわれたため。

(2) 処分庁は、自動車共済契約上の共済金請求権者が審査請求人であることを理由に、車両共済金（以下「本件共済金」という。）の存在を秘匿して同時期に審査請求人が同額の保護費を受給したことについて不正受給をした旨主張している。

しかしながら、本件自動車は以下に述べるように真実は姉の所有である。法第 78 条の不正受給にあたるかどうかについては、共済契約上の請求権が誰に帰属するかという問題とは別個に考える必要がある。

そして、本件については、本件自動車の真実の所有者である姉に少なくとも本件共済金について代償請求権があり、仮に受領しても姉にそのまま本件共済金を渡す義務がある。

そうすると、審査請求人に実質的に資力発生はないから、不正受給もなく、処分庁の主張は成り立たない。

ア 本件自動車の真実の所有者

以下の理由から姉である。

(ア) 車検証上所有者・使用者は姉。

(イ) 本件自動車は令和4年1月13日に姉出捐で購入。

(ウ) 本件自動車の保険料（本件では共済掛金）は姉が保険（共済）契約者であり、保険料（共済掛金）は姉の口座引落し。

(エ) 駐車場は姉の自宅近くに姉が借りており、賃料は姉負担。

イ 姉の審査請求人に対する代償請求権ないし損害賠償請求権

本件については、共済組合に対する形式的な共済金請求権は、審査請求人にあるとしても、本件自動車の所有者である姉には本件共済金請求権と同額の代償請求権（民法（明治29年法律第89号）第422条の2、最高裁判例昭和41年12月23日判決）ないし損害賠償請求権が発生している。

この点、仮に借金の任意整理を弁護士に依頼した場合に、一つの債権者について過払い金返還請求権があり、かつ、それを回収したとしても、他の債務や弁護士費用を清算した結果残額あって初めて資力の発生ひいては保護課への申告・返還義務が生じる。

これと並行的に考えると、本件については、共済組合に対する形式的な共済金請求権は、審査請求人にあるとしても、本件自動車の所有者である姉には本件共済金請求権と同額の代償請求権ないし損害賠償請求権が発生しているのので、それらを支払うことで残額は差し引きゼロとなり、審査請求人に資力は発生しておらず、保護課への申告・返還義務はいまだ発生していないといえる。

この点、処分庁は姉への支払いは収入後の支払方の問題である旨主張して、資力発生の有無を権利毎に区別していわば形式的に判断しているといえる。

しかし、交通事故のいずれも一個の車両損害の話であり、資力発生の有無は一連一体のものとして実質的に評価すべきである。

特に姉の請求権が保険金（共済金）に対する代償請求権であると考えた場合、改正民法第422条の2において「権利の移転・・・を請求することができる」とあり、共済金請求権自体の移転を請求できるので、単なる一般債権以上に本件共済金との結びつきが強いといえる。そうすると、本件では姉の代償請求権については、単なる一般債権の弁済である任意整理の場合以上に、保険金（共済金）請求権と一連一体と評価すべきといえる。

処分庁の資力発生判断方法では、本来審査請求人の資産ではないものまで保護課で回収する結果となり、不当である。

ウ 常習的自動車使用の事実と法第 78 条返還は区別して考えるべきである

なお、処分庁は、審査請求人の常習的自動車使用の事実についても、法第 78 条返還の悪質性の有無の判断に含めている。

しかし、法第 78 条返還において考慮されるべき悪質性は、収入無申告ひいては保護費の不正受給自体について限定されるのであって、常習的自動車使用の有無とは区別されるべきである。

エ 誤信はやむをえないものであり、悪質性が低い

処分庁は審査請求人の無申告ないし返還拒否は悪質であり法第 78 条返還の対象であると主張している。

しかし、仮に万が一保護費の返還義務があったとしても、審査請求人は既述したとおり本件自動車の真実の所有者である姉が究極的に（共済組合との関係での形式的請求権者が誰であるかは別として）受領すべきと考えていただけており、本件自動車の代替物というべき車両共済金は真実の所有者が取得すべきであるという理解はむしろ社会通念に合致する。

したがって、審査請求人が申告義務や返還義務がないと誤信したとしても、それはやむをえないものであり、故意はなく、100 歩譲って返還義務があるとしても法第 63 条返還の問題であって法第 78 条返還の問題ではない。

もっとも、本件は前記のとおりそもそも姉が代償請求権に基づき究極的に保険金を受領すべき状況だから、本人には資力は発生しておらず、法第 63 条返還の問題でもないと考えられるべきである。

(3) 返還対象は実質的利益を限度とすること

ア 法第 63 条返還の場合

法第 63 条返還について、任意整理で過払い金がある債権者が含まれていた場合、収入認定すべき金額は、過払金から残債務や弁護士費用を差し引いた金額であるとされている（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 8 の 32）。

この問答集問 8 の 32 では、要するに法第 63 条返還においては、保護受給者の実質的利益について収入認定をするべきであるという考え方が示されている。

本件についてみると、本件自動車は姉のものであり、保険金は保険料も姉が支払っており、使用者である審査請求人が受領したとしても、姉はその受領金額について審査請求人に対して不当利得返還請求権がある。

また、物損保険金は本件自動車の代替物であるから、姉は保険金について代償請求権がある。

そうすると、保護受給者である審査請求人について、収入がある一方で複数の債務が併存していることになるので、前記任意整理の事案と同様の状況である。

そこで、この任意整理の考え方を敷衍すれば、差し引きゼロで実質的利益は審査請求人には存在しないから、本件では認定すべき収入は存在しないことになる。

また、本件交通事故で本件自動車は損傷がひどかったために、修理費見積もりが1,022,032円と時価額より高く、いわゆる経済的全損状態であって、本件共済金450,000円は時価額であるから、まさしく本件自動車の代替物といえ、姉が取得すべきものであるから、所有者ではない審査請求人の収入と評価するべきではない。

そして、本件では保険会社から共済保険金は所有者ではなく被共済者の口座でないと振り込めないといわれたためにやむなく一時的に審査請求人の口座に振り込まれたにすぎない。

実際に、令和4年7月（おそらく22日）に審査請求人に本件共済金450,000円の入金があり、本件自動車の所有名義人である姉が同年7月28日付けで同額を受領しており、審査請求人に収入があったとはいえない。

したがって、本件では本件共済金については審査請求人に対して法第63条返還請求はできない。

この点、処分庁は、保護者本人が弁護士を介さずに直接に「過払い金を受領したならば、直ちに「収入」として申告義務が発生するのであり、弁護士報酬の支払債務や他の借入金債務の存在を理由に返還義務を負わないといったものではない。」と述べて、返還義務についての当方の主張を誤解であると推察する旨主張する。

しかし、問答集問8の32の事例は弁護士を介した場合について述べていると理解するのは形式的にすぎる。生活保護手帳は生活保護手続上生じるあらゆる疑問点について問として網羅することはできないのであり、適宜各問で示されている考え方を敷衍して、保護は適正に運用されるべきである。

この点、既述したとおり、問答集問8の32の背後には、保護受給者の実質的利益を返還対象とすべきである考え方があり、これが本問の趣旨である。

そこで、この問の趣旨によれば、本件共済金は姉の本件自動車のいわば代替物

であるから、代償金請求ないし不当利得返還請求と対等額で相殺すると、審査請求人の実質利益はゼロであると審査請求人は主張している。

審査請求人は、問答集問 8 の 32 を誤解して返還義務がないと主張しているわけではない。

イ 法第 78 条返還の場合

法第 78 条返還についても、法第 63 条返還との相違は不正及びその点の故意や悪質性の有無・程度であるから、資力があるのに保護費を受給したかどうか及びその具体的な金額はいくらかという判断は法第 63 条返還の場合（前記ア）と同様である。そうすると、資力の有無は保護受給者の実質的利益に限られる。

仮に保護受給者に申告義務懈怠があったとしても、だからといって本人の資産ないし収入とはいえない分（前記アの任意整理の場合の法第 63 条処理の考え方で既述した、他の債務や経費等形式的収入から差し引かれる結果、本人の実質的利益とはいえない部分のこと。）まで返還義務が生じるものではない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分における処分庁の判断過程に不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人が本件共済金を収入として申告しなかったことを理由として行われたものであるため、本件における法第 78 条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

1 本件処分における法第 78 条の適用について

(1) 法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと定めている。

また、法第 78 条第 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収すると定めており、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅳの 4 の(1)は、被保護者が届出

又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきであるとしている。

本件において、令和元年 6 月 3 日付け、令和 2 年 6 月 15 日付け、令和 2 年 7 月 22 日付け及び令和 4 年 3 月 8 日付け「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「確認書」という。）には、審査請求人の署名があり、審査請求人は、自動車事故によって臨時的に受領した保険金についても、収入申告が必要であることを認識していたものといえる。

また、同年 7 月 7 日に事故が発生し、同月 22 日に、審査請求人の口座に本件共済金 450,000 円が振り込まれている。

しかしながら、令和 4 年 7 月 8 日、審査請求人は北九州市小倉北福祉事務所（以下「小倉北福祉事務所」という。）の職員に対し、本件自動車を運転して事故を起こした旨及び保険金はない旨を報告している。

そして、同年 10 月 5 日に小倉北福祉事務所の職員は審査請求人に対し、審査請求人の口座への保険金入金について事情聴取を行っているが、事故が発生した同年 7 月 7 日から事情聴取が行われた同年 10 月 5 日までの間に、審査請求人が北九州市小倉北福祉事務所長（以下「小倉北福祉事務所長」という。）に対し本件共済金について収入として申告した事績はない。

(2) なお、審査請求人は、本件については、本件自動車の真実の所有者である姉に少なくとも本件共済金について代償請求権があり、仮に受領しても姉にそのまま本件共済金を渡す義務があり、そうすると、審査請求人に実質的に資力発生はないから、不正受給もなく、処分庁の主張は成り立たないと主張している。

また、審査請求人は、本件自動車は姉のものであり、保険金は保険料も姉が支払っており、使用者である審査請求人が受領したとしても、姉はその受領金額について審査請求人に対して不当利得返還請求権があり、物損保険金は本件自動車の代替物であること及び姉は保険金について代償請求権があることから、保護受給者である審査請求人について、収入がある一方で複数の債務が併存していることになるので、問答集問 8 の 32 と同じ状況であり、本件では認定すべき収入は存在しないことになる旨を主張している。

これらの審査請求人の主張は、本件共済金は審査請求人の資力ではなく、認定すべき収入は存在しないので、不正受給は存在しないという趣旨のものと解されるの

で、この主張が認められるかどうか以下検討していく。

法は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めている。

本件についてみると、自動車共済契約証書には、記名被共済者及び車両所有者として審査請求人の名前があり、審査請求人は令和4年7月22日に本件共済金を自身の口座で受領している。

このことから、本件共済金は、審査請求人は令和4年7月22日に全額を受領した時点で、審査請求人が利用し得る資産であったと認められ、同月28日に審査請求人が姉に渡した本件共済金は、審査請求人が利用し得る資産から支払われたものであるといえる。

なお、問答集問8の32は弁護士に債務整理を依頼し得られた和解金から債務の返済額及び弁護士費用が差し引かれた金額が被保護者の口座に振り込まれた事例に関するものであるが、本件において、審査請求人が債務整理を依頼した事実や、本件共済金を受領するにあたり、事前に姉に対する債務額等の費用が差し引かれたといった事実はないことから、本件は問答集問8の32と同じ状況であるとはいえない。

よって、本件共済金は審査請求人が使用した本件自動車の事故を原因として受領したものであり、受領した時点で審査請求人が利用することができる資産であったと解されるので、本件共済金は審査請求人の資力ではなく、認定すべき収入は存在しないので、不正受給は存在しないという審査請求人の主張を採用することはできない。

- (3) したがって、令和4年7月22日に支払われた本件共済金は審査請求人が利用しうる資産であり、審査請求人は本件共済金について小倉北福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入の申告を怠ったことが認められ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当するといえるので、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

2 本件処分における費用徴収額の算定について

問答集問 13 の 23 答の(3)は、収入認定の際に認められる控除についての適用に関し、法第 78 条を適用する場合、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとしている。

本件において、審査請求人が受領した本件共済金は合計で 450,000 円となる。

また、本件処分における不正受給期間である令和 4 年 7 月から同年 12 月までの間に、小倉北福祉事務所長が審査請求人に支給した保護費は 450,000 円以上であることが認められる。

したがって、審査請求人の不正受給額は本件共済金の全額となるため、本件処分によって、費用徴収額を 450,000 円とすることについて、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分において、違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 12 月 1 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 1 月 18 日及び同年 2 月 13 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件共済金が審査請求人の資産に該当するかについて

本件において、審査請求人は、行政不服審査法第 81 条において準用する第 76 条の規定に基づき、令和 6 年 1 月 5 日付けで当審査会宛てに「審理員意見書に対する反論書」（以下「反論書」という。）を提出している。

審査請求人は、事件資料及び反論書において、① 本件自動車は姉の所有物である、② 本件共済金は、本件自動車の代替物である、③ 本件共済金の終局的な受領権は審査請求人にはなく、姉が取得すべきである、と主張している。

本件自動車の自動車検査証の所有者の氏名欄には姉の氏名が記載されている。一方、自動車共済証書によれば、共済契約者は姉であり、被共済者欄及び車両所有者欄には審査請求人の氏名が記載されている。また、審査請求人は、反論書において、姉は本件自動車を自ら使用せず、審査請求人が日常的に使用していた旨主張している。

通常、車両損害に係る保険金は、車両の所有者に対して支払われる。本件においては、共済契約者である姉が、本件自動車を日常的に使用している審査請求人を車両所有者とし、審査請求人に対し車両損害に係る保険金が支払われるよう自動車共済契約を締結したものと認められ、本件共済金は審査請求人の資産であると認められる。

2 本件処分における法第 78 条の適用について

令和元年 6 月 3 日付け、令和 2 年 6 月 15 日付け、令和 2 年 7 月 22 日付け及び令和 4 年 3 月 8 日付け確認書には、「法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること。」、「申告しなければならない収入は、働いて得た収入のほか年金や援助、養育料の他、借金や年金担保による借り入れなどの働きによらない収入を含めた自分の世帯の全ての収入であること。」、「不実の申告があった場合は、法第 78 条に基づき、得た収入の全額及び事情によってはその額に一定の率を乗じた額を加算して徴収されるものであること。」、「遡及して受給した年金、補償金など何らかの臨時的な収入を得ることになった場合は、その収入金額に相当するこれまで支給した保護費を全額返還してもらうことが原則であること。」等が記載されており、いずれの確認書にも審査請求人の署名がある。このことから、審査請求人は、自動車事故によって臨時的に受領した保険金についても、収入申告が必要であることを認識していたものといえる。

しかしながら、同年 7 月 7 日に事故が発生し、同月 22 日に、審査請求人の口座に本件共済金 450,000 円が振り込まれたにもかかわらず、審査請求人は、同月 8 日に小倉北福祉事務所の職員に対し、本件自動車を運転して事故を起こした旨及び保険金はない旨を報告している。

そして、小倉北福祉事務所の職員は、同年 10 月 5 日に審査請求人に対し、審査請求人の口座への保険金入金について事情聴取を行っているが、事故発生日である同年 7 月 7 日から同年 10 月 5 日までの間に、審査請求人が小倉北福祉事務所長に対し本件共済金について収入として申告した事績はない。

したがって、審査請求人は本件共済金について小倉北福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入の申告を怠ったことが認められ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当するといえるので、処分庁が法第 78 条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

3 本件処分における費用徴収額の算定について

問答集問 13 の 23 答の(3)は、収入認定の際に認められる控除についての適用に関し、法第 78 条を適用する場合、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとしている。

本件において、審査請求人が受領した本件共済金は合計で 450,000 円となる。

また、本件処分における不正受給期間である令和 4 年 7 月から同年 12 月までの間に、小倉北福祉事務所長が審査請求人に支給した保護費は 450,000 円以上であることが認められる。

したがって、審査請求人の不正受給額は本件共済金の全額となるため、本件処分によって、費用徴収額を 450,000 円とすることについて、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也